

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役四年六月に処する。
原審における未決勾留日数中一七〇日を右刑に算入する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護士北村行夫作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

一 控訴趣意中、法令適用の誤りの主張について

論旨は要するに、被告人に対しては、本件について平成七年法律第九一号による改正前の刑法四二条一項（以下、たんに刑法という。）の自首の成立が認められるのに、原判決は自首減軽を行っていないのであるから、原判決には自首に関する法令の解釈を誤った結果、法令適用の誤りを犯したものであって、この誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

所論にかんがみ検討すると、原判決は（量刑の理由）の項で、「法律上の自首には該当しないものの、犯行後自ら派出所に出頭したりしていること」と判示し、本件においては、被告人に対して刑法四二条一項の自首の成立を否定していることが明らかである。そこで、同法上の自首の成否について検討する。

まず、被告人の捜査段階での供述調書、司法警察員作成の一一〇番受理報告書、緊急逮捕手続書等の関係証拠によれば、被告人は、本件犯行直後（犯行時間は、午前六時三十分ころである。）に原判示犯行現場である「A」を出て、乗ってきた自動車を進ませて間もなく我に返り、申し訳ないことをしたと思い、自首すべく犯行現場と同じa町にあるa地区交番に赴き、午前六時四十分ころ、同所表出入口に設置されたインターホンを押したこと、しかし、警察官が不在であったため、さらに警察へ電話で通報しようと思い、同じ町内のa町文化センターに赴き、同所に設置されていた公衆電話から一一〇番通報をして、「今人を刺したんですが、文化会館前の公衆ボックスにいます。名前はBです。その前にaの派出所に行ったんですが誰もいないので、文化会館前の電話ボックスにきたのです。」と言って警察官に自己の名前と自己の犯した犯罪行為を申告したこと、そして、右一一〇番通報が受理された時間は、本件当日の午前六時五十分であったこと、一方、被告人の妻も、犯行後間もなく警察に一一〇番通報をして「BがCを包丁で刺した」旨申告しているところ、右の受理時間は同日午前六時五十分であったこと、そのころ茨城県警察本部通信指令室と石岡警察署からの無線指令を傍受した警ら中の同署警察官は、直ちに本件現場へ急行したが、その途中、さらに右通信指令室から前記被告人の通報内容の無線を傍受したため、午前七時五十分ころ、被告人がいるという前記a町文化センターへ赴いて、被告人に職務質問をしたところ、被告人が住所と氏名を答え、また、犯行を認めたため、さらに任意同行を求め、同行先の右警察署において午前八時五分に緊急逮捕するに至ったこと等の事実が認められる。

以上の事実によれば、被告人が現実に自己の犯罪事実を警察官に申告した時点においては、すでに被告人の妻からの一一〇番通報が茨城県警察本部通信指令室で受理されており、すでに捜査機関に被告人の犯罪事実が発覚しているものといわざるを得ないのであるから、右の時点を基準とする限り、被告人の右の通報をもって、刑法上の自首と認める余地はないとも考えられ、原判決もこの点を根拠に自首の成立を否定したものと推測される。

しかし、自首に関する刑法四二条一項の規定は、第一義的には、犯人が捜査機関に対して自主的、積極的に自己の犯罪事実を申告した場合には、刑の任意的減軽の恩典を付与することによって、犯罪の捜査及び犯人の〈要旨〉処罰を容易にするという政策的考慮から設けられたものであり、犯人の行為が自首に当たるかどうかは、右規〈要旨〉定の趣旨から実質的かつ全体的に、時間的にもある程度幅をもって解釈されるべきであり、単なる時間的先後関係だけに拘泥することは同項の妥当な解釈とはいえない（なお、改正刑法草案四九条一項参照）。このような観点からみると、犯人がいまだ捜査機関に自己の犯罪事実が発覚する前に、自ら自己の犯罪事実を申告して身柄の処分をゆだねる意図で捜査機関に出頭しておれば、捜査員不在等の事由により犯人が右の申告をすることができず、その間に犯人の申告以外の理由により、その犯人の犯罪事実が発覚したとしても、その接着する時間内に、犯人において自ら自己の犯罪事実を捜査機関に申告して身柄の処分をゆだねたと認められる関係にあれば、これらの事情を全体として考察し、「いまだ官に発覚せざる前」に自首したものとして、刑法四二条一項の自首の成立を肯認することができるというべきである。

これを本件についてみると、前記認定のとおり、被告人は、本件犯行直後、自首を
を決意し、そのま警察官派出所に赴き、同所表出入口に設置されたインターホン通
を押し約八分も前であって、同所に警察官が駐在しておれば、その時点で自己の
報告する約八分も前であって、同所に警察官が駐在しておれば、その時点で自己の
犯罪事実を申告して確実に自首が成立したであろうことは明白であることと、また、
右派出所には、不在派出所用緊急通報装置が設置され、右被告人が右のインターホンを
岡警察署通信室との通話が可能であり、右被告人が右のインターホンを押した時点の
で、右の装置が作動して、右通信室の呼出し音が鳴り、同署警察官が応答した時の
の、被告人がそのことに気付かなかつたため、被告人はやむなく同じ町内の文化セ
ンター前の電話ボックスまで移動し、そこから一〇番通報して自己の氏名と犯罪に
事実を申告したうえ、そのまま同所にとどまり、さらに駆けつけた警察官の質問に
対し自己の氏名、犯罪事実等を話して任意同行に素直に応じ、任意同行の前記警
察署において緊急逮捕されるに至ったものであること等が認められるのであ
って、これらを総合考慮すれば、被告人の右の行為は全体としてみて、「いるま
に発覚せざる前」に自首したものと評価することができるといべきである。なる
ほど、原判決が自首の成立を否定した理由と考えられ申告時間の時間的先後係
を形式的にみれば、被告人が右文化センターの電話機から一〇番通報した時
は、すでに被告人の妻からの一〇番通報が警察に受理されているけれども、被
告人の右通報は妻の通報のわずか二分後であつて、このようなわずかの時間
決定的な根拠として刑法上の自首を否定することは、前記のような事情に照
余りにも形式的な解釈であつて妥当であるとはいえない。また、右のよう
的、全体的な考察から自首の成否を判断することに対しては、その基準が
なるとの批判もあり得るが、前記のとおり立法趣旨に即して、具体的、実
断を加えることは法解釈のありかたとしてはむしろ当然であつて、なんら
るとは思われぬばかりか、前記のとおり、捜査機関の所属する官署への出頭
準にして、その後の犯人の対応を併せ考慮して自首の成否を決するの
その基準が不明確に過ぎるなどとはいえないのであつて、右の批判は
いうべきである。

以上のとおり、被告人には、本件について刑法四二条一項の自首が認められるの
で、これを認めなかつた原判決は、自首に関する同条の解釈を誤つた結果、法令適
用の誤りを犯したものであるといふべきである。しかし、同法上の自首は、もとも
裁量的減軽事由にすぎないものであるところ、原判決は、その（量刑の理由）の項
において、量刑上被告人に有利な情状として斟酌していることが明らかであり、
人罪の法定刑や本件の態様及び自首の経緯等にかんがみると、本件について自
軽を施すことが相当であつたとまでは認められないから、右の誤りは、判決に影
を及ぼすことが明らかであるとはいえない。論旨は理由がない。

二 控訴趣意中、事実誤認の主張について
論旨は要するに、原判決は、その（事実認定の補足説明）において、被告人が被
害者と妻に対して殺意を抱いたこと、そして、布団に本件包丁が絡まるといふ偶
から、妻に対する殺害を中断したものである旨認定しているが、右包丁は布団に絡
まっておらず、被告人としては、さらに妻を殺害しようとしたのに、右包丁
を布団上に投げ捨てたものであるから、原判決の右の認定は誤つており、この誤
りが判決に影響を及ぼすことが明らかである、といふのである。

そこで検討すると、原判決は、なるほど、その右補足説明において、「その後、
被告人は、文化包丁を引き抜こうとしたが被害者の持っている掛布団に絡まってし
まったことから手を放し（た）。」旨認定しているのであるが、右の点は、犯罪の
成否とは直接の関係がない事実であるから、所論は、事実誤認の主張とは認めら
ないのであるが、なお、量刑の基礎となる事実の誤認を主張する趣意とも解さ
るので、ここで、この点について検討を加えると、原判決の右の認定は関係証
らして正当であり、所論のような誤りは存しないといふべきである。すなわち、
被告人は、捜査段階で「被害者を刺したあと、文化包丁を引き抜こうとしたが、包
が布団の中に入って絡まったようで、なかなか抜けなかった。簡単に包丁が抜
いたら、勢いで女房まで殺していたかもしれない」旨供述し、原審公判廷にお
も同旨の供述をしているところであつて、これらの供述は、被害者が刺される際
自己の身体に当てていた布団の痕跡や包丁に残された綿等の状況とも符合する
あり、被告人のこれらの供述の信用性に疑問を抱かせるような事情は存しない
論は、本件包丁が犯行現場の段ボール上から発見された点等を被告人の供述が信用
できない事情として指摘するが、犯行後現場に臨場した救急隊員らにおいて布団か

自首を決意して交番に赴き、さらに一〇番通報して自己の犯行を申告して警察官に身柄の処分をゆだねるなどして自首していること、捜査段階及び原審公判廷を通じて事実関係を素直に認め、自己の行為を真摯に反省していると認められること、被告人には前科がなく、仕事も二三年余り勤続してきたものであり、その私生活の面においても夫として、父親として真面目な生活を送ってきたものであること、本件により、長らく勤めた勤務先を懲戒解雇になったこと等の事情も認められる。そして、以上のような事情を総合考慮すれば、本件が被告人に対する刑の執行猶予を考慮すべき余地はないといわなければならないものの、被告人を懲役六年に処した原判決の量刑は、その刑期の点で重過ぎるというべきである。論旨は理由がある。よって、刑訴法三九七条一項、三八一条により原判決を破棄し、同法四〇〇条ただし書により当裁判所において更に判決する。

原判決が認定した罪となるべき事実、平成七年法律第九一号（刑法の一部を改正する法律）附則二条一項本文により同法による改正前の刑法一九九条を適用して所定刑中有期懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で、被告人を懲役四年六月に処し、右改正前の刑法二一条を適用して、原審における未決勾留日数中一七〇日を右刑に算入し、当審における訴訟費用については、刑訴法一八一条一項ただし書を適用して被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 小泉祐康 裁判官 松尾昭一 裁判官 西田眞基）